

## 平成25年第2回（6月）泉崎村議会定例会報告

1、会 期	平成25年6月4日（火）～6月13日（木）	10日間
2、議案等	報 告	4件
	議 案	12件（追加議案1件を含む）
	発 議	4件 計 20件
3、一般質問	平成25年6月11日（火）	5名
4、請願・陳情	請願書	2件
	陳情書	1件

### 議案等

#### 【報告第 1号】 平成24年度泉崎村繰越明許費繰越計算書

（報告） ○地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、一般会計及び農業集落排水処理事業に係る繰越明許費の事業内容を報告するものです。

#### 【報告第 2号】 平成24年度泉崎村事故繰越し繰越計算書

（報告） ○地方自治法施行令第147条第2項及び第150条第3項の規定により、一般会計に係る事故繰越しの事業内容を報告するものです。

#### 【報告第 3号】 専決処分の承認を求めることについて

（原案承認） （泉崎村税条例の一部を改正する条例）

○地方税法等の一部を改正する法律等が平成25年4月1日から施行されたのに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、泉崎村税条例の一部を専決処分にて改正し、同条第3項の規定により報告・承認を求めるものです。

#### 【報告第 4号】 専決処分の承認を求めることについて

（原案承認） （泉崎村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○地方税法等の一部を改正する法律等が平成25年4月1日から施行されたのに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、泉崎村国民健康保険税条例の一部を専決処分にて改正し、同条第3項の規定により報告・承認を求めるものです。

#### 【議案第36号】 泉崎村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（原案可決）の一部を改正する条例

○泉崎村振興計画審議会条例で定める委員の報酬を規定するため、所要の改正を行うものです。

#### 【議案第37号】 泉崎村税特別措置条例の一部を改正する条例

（原案可決） ○減収補填制度に係る平成25年度総務省令の改正が行われ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

#### 【議案第38号】 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について

（原案可決） ○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律施行されたことに伴い、引用する法律の名称等を整理するため、地方自治法第286条第1項の規定による白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更に

関する協議について同法第 290 条の規定により議会の議決を得るものです。

**【議案第 39 号】 泉崎村重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する  
条例**  
(原案可決)

○障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称が改められたため所要の条文の整理を行うものです。

**【議案第 40 号】 泉崎村障がい者支援センター設置条例の一部を改正する条例**

(原案可決)

○障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称が改められたため所要の条文の整理を行うものです。

**【議案第 41 号】 泉崎村流通業施設用地造成事業特別会計条例**

(原案可決)

○流通業施設用地造成事業の円滑な運営とその経理の適正化を図るため地方自治法第 209 条第 2 項の規定により、新たに泉崎村流通業施設用地造成事業特別会計を設けるための条例を制定するものです。

**【議案第 42 号】 泉崎村流通業施設用地造成事業特別会計予算**

(原案可決)

○歳入で土地売却収入 358,000 千円、歳出においては用地取得費、測量設計費、造成工事費など流通業施設用地造成事業費 358,000 千円を計上するものです。

**【議案第 43 号】 平成 25 年度泉崎村一般会計補正予算 (第 1 号)**

(原案可決)

○歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 157,109 千円を追加し、歳入支出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,316,109 千円とするものです。

**【議案第 44 号】 平成 25 年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)**

(原案可決)

○規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,595 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 783,249 千円とするものです。

**【議案第 45 号】 平成 25 年度泉崎村農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号)**

(原案可決)

○歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 118,036 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 324,874 千円とするものです。

**【議案第 46 号】 平成 25 年度泉崎村住宅用地造成事業会計補正予算 (第 1 号)**

(原案可決)

○既定の収益的収入に 19,094 千円を追加し、収益的収入の総額を 241,116 千円とし、収益的支出に 19,094 千円を追加し、収益的支出の総額を 217,771 千円とするものです。

**【議案第 47 号】 町村の境界変更について**

(原案可決)

○泉崎村と矢吹町との境界において、経営体育成基盤整備事業が施行されたことに伴い、従来の地形が変更されたので事業施行後の区画に合わせて町村の境界を変更するものです。

◎ 発 議

- 【発議第 4号】 T P P 交渉参加撤回を求める意見書の提出について  
(原案可決)
- 【発議第 5号】 政府の「原発事故収束宣言」の撤回を求める意見書の提出について  
(原案可決)
- 【発議第 6号】 国に対し、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出について  
(原案可決)
- 【発議第 7号】 日本維新の会 西田議員の国会発言に断固抗議し撤回を求める抗議文について  
(原案可決)

◎請 願 書

- 受理No.1 (採択) ・ T P P 交渉参加撤回意見書提出を求める請願書  
請願者：梶塚賢一
- 受理No.2 (採択) ・ 政府の「原発事故収束宣言」の撤回と賠償基準見直しの意見書提出を求める請願書  
請願者：梶塚賢一

◎陳 情 書

- 受理No.3 (採択) ・ 国に対し東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した損害賠償請求権につき3年消滅時効の適用を排除する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情  
陳情者：福島県弁護士会 会長

\*採択されました請願書及び陳情書は、議員発議により議会に提案され、可決後、意見書として  
国、県等の関係機関へ積極的に働きかけを行います。(以上)